別表六(六)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が次に掲げる規定の適用を受 ける場合(措置法第42条の13第1項又は第3項(法 人税の額から控除される特別控除額の特例》(震災 特例法第17条の4第1項(法人税の額から控除され る特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用 する場合及び措置法第42条の13第3項の規定を令和 2年改正法附則第116条第2項 (第16条の規定によ る改正に伴う法人税の額から控除される特別控除額 の特例に関する経過措置) 又は令和2年改正法附則 第136条第14項 (第23条の規定による東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律の一部改正に伴う経過措置》の規定により読み 替えて適用する令和2年改正法附則第116条第2項 において準用する場合を含みます。)の規定により 次に掲げる規定の適用を受ける場合を含みます。) に記載します。
 - (1) 措置法第42条の4第1項、第4項、第7項若し くは第13項(試験研究を行った場合の法人税額の 特別控除》(同項の規定を同条第18項において準 用する場合を含みます。)、第42条の6第2項若 しくは第3項《中小企業者等が機械等を取得した 場合の法人税額の特別控除》、第42条の9第1項 若しくは第2項(沖縄の特定地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、 第42条の10第2項《国家戦略特別区域において機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第 42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、 第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進 区域内において特定事業用機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除》、第42条の11の3第2項 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得 した場合の法人税額の特別控除》、第42条の12第 1項若しくは第2項(地方活力向上地域等におい て雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控 除》、第42条の12の2第1項(認定地方公共団体 の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人

- 税額の特別控除》、第42条の12の4第2項若しくは第3項《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第42条の12の5第1項から第4項まで《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》、第42条の12の6第2項《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除》又は第42条の12の7第4項から第6項まで《事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》の規定
- (2) 震災特例法第17条の2第2項若しくは第3項《特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第17条の2の2第2項若しくは第3項《企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第17条の2の3第2項若しくは第3項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第17条の3第1項《特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》、第17条の3の2第1項《企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》又は第17条の3の3第1項《避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》の規定
- (3) 令和6年改正前の措置法第42条の11第2項《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第42条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第42条の11の3第2項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第42条の12第1項若しくは第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》、第42条の12の5第1項若しくは第2項《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》又は第42条の12

- の7第6項《事業適応設備を取得した場合等の法 人税額の特別控除》の規定
- (4) 令和5年改正前の措置法第42条の6第3項(中 小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の 特別控除)又は第42条の12の4第3項(中小企業 者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法 人税額の特別控除)の規定
- (5) 令和4年改正前の措置法第42条の9第2項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定
- (6) 令和3年改正前の措置法第42条の9第2項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)又は令和3年改正前の
- 震災特例法第17条の2第3項《復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第17条の2の2第3項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》若しくは第17条の2の3第3項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定
- 2 「調整前法人税額超過構成額8」の各欄には、「調整前法人税額超過額6」の金額が措置法第42条の13 第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから 順次成るものとした場合に同項に規定する調整前法 人税額超過額を構成する部分の金額を記載します。